



去る3月の1週間、イングランドにおける農業環境施策調査のため渡英し、政府関係機関のヒアリングと現地調査を行った。調査の目的は、農業の多面的機能や環境に配慮した農業施策（イングランド農村開発計画の一部）の実態把握であるが、イングランドでは本年から新しい農業環境施策に移行中であり、現地調査の中心はそれ以前の農業環境施策であった。そこには、事前に知っていた「知識」をあらためて「体験」したことと、逆に現地で初めて気づいたことがあった。

前者の例としては、カントリーサイドに対するイングランド人の強い嗜好がある（リタイア後いなかに移り住む人も多く、イングランド農村部の人口は増加している）。長い論争の末、現在では人々がカントリーサイドに立ち入る（アクセスする）法的権利が認められている。従来から農家のなかには、ほ場を横断するような小径（不作付地）を作る者もあり、パブリックアクセスの確保は、イングランド農業環境施策の補助金メニューとして認知されてきた。かように享受されている農村の価値は、単なる計算結果ではない「現実」としてイングランドの人々が実感してきたものであろう。このようにカントリーサイドの利用やその景観保全に強い関心が持たれているイングランドでは、現在、胸高直径30センチを超えるほ場内の立木を維持する行為も補助対象（補助金受給資格のポイント計算をする際に加点）となっている。営農面からは非効率的であろうが、景観や野鳥のすみかとし

て重視されているのである。

つぎに現地で初めて気づいたことの例を挙げる。欧州共通農業政策は、第1の柱（Pillar 1）と、農業環境施策を含む第2の柱（Pillar 2 = 農村開発プログラム）から構成されている。これらの施策として行われる補助金支払には、然るべき現地確認の抽出検査が要求されている。その際、EU規則では衛星写真を用いた確認を認めている。規則を読む限り、衛星写真はどちらの柱の施策確認にも利用可能と思われたが、実際に現地確認しているRural Payment Agencyの担当者と同様、衛星写真はもっぱら第1の柱の施策確認に使われているとのことであった。このような実態は、規則文書を読んでいるだけでは理解できず、大きな誤解をするところであった。

以上の2例が、今回の調査で強く感じたことの具体例である。安易な一般化は慎むべきであろうが、いずれの点も、政策研究のベースとなるべきフィールド調査の重要性をあらためて痛感させるものではあるまいか。



Wiltshireの農家：農地を囲うように植えられる低木の生垣は、その植栽や復元に対して直接支払を受けられる。

また農業環境施策（CSS）参加農家のほとんどが、農地の縁に沿って幅2～6mの耕作放棄地を持っており、そのような場所は生垣と合わせて野生動植物の生息場所となり、農家には直接支払が行われる。